除げび第くるニ六㈠要号件にロを掲及	七 となる令とれと難こをく償しのつ付得に定銀又るり定が協をよの。場でしる認でと受は還｀処き債すよの行は株取め協定受る規こい合定て場めあがけ返若又分｀権るり定が協式得に定銀け承定のこでめ政合らる困る済しはをそに貸取め協定等すよの行て認に項	八 といが産適等金計提化の。さの切に融画出計経変るれ査によ機提し画営更こて定資り関出たを強後
	七 この適ののけ地策他こ込滑金にの中に当施方はるさ策掲五第第化のとで切た活る域が当とま化融対事小お該に策｀とれがげ号一十計経変るもに化済お該方のる見円る者模る域り実該きい載方に第条に強後	八 おる行業会は機提当施計経変はなさ策掲五第第化のけ地つる域て務金にいをが子又融画り実化の該きい載方に第条に強後

	第十九条第五項	第十九条第五項の表第六項の条	第十九条第五項第三号第七項の条		第十九条第六項
第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条及び第八十八条	第二十四条又は第十九項	計画提出金融機関（当該経営変更等後の当該経営強化計画の実施に関し連携及び協力を行う金融機関をいう。以下この項において同じ。）に対する新株の発行又は処分（会社法第二百一条第一項に規定する募集株式の発行又は処分をいう。以下この項において同じ。）の決定（同法第二百三十九条第一項に規定する募集事項の決定をいう。以下この項において同じ。）をした名化後の当該経営強化計画の実施に関し連携及び協力を行う金融機関（当該経営変更等後の当該経営強化計画の実施に関し連携及び協力を行う金融機関をいう。以下この項において同じ。）の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）に対する新株の発行又は処分の決定をした場合において、当該新株の発行又は処分の決定に係る同法第二百十条第一項に規定する募集事項の決定の方法及び同法第二百十一条第一項に規定する募集事項の決定の内容が相当であることについて、当該経営強化計画の実施に関し連携及び協力を行う金融機関等が同法第二百十一条第一項に規定する募集事項の決定の内容が相当であることについて同法第二百十条第一項に規定する募集事項の決定の方法及び